



三 月 号
発行所 全日本仏教会
法部 東京都中央区築地
三ノ木願寺内
電話 東京三三三〇
三三三三
振替東京三三六〇〇
発行人 栗本俊道
編集者 別所弘因
印刷所 栄昌堂

お彼岸を迎えて

最近「人間疎外」ということが云われ、またこれについて考える人々が出て来ているように思われる。惟うに民主主義社会のめざすものが、かけ替えない個々の人間の尊重である事は云うまでもない。而して旧来の家族制度を「封建主義」と難じ、これらすべての古いものが、民主主義という新しいものにとつて代ることによつてのみ、人間の幸福が保証される。云い、且つは斯かる幸福な新しい人間社会の建設の為に「古いものとの闘争」が要求されて来た。特に終戦後、わが国における社会情勢の推移は、この様な闘争であらうと云つて来ていると云つてもよからう。

然るに、獲得すべき尤も重要な人間の個性が疎外され、そして探し求めらるべき人間性が失われ、自由と平等をその旗ひとしながら、拘束と不均衡の為に、逆に真の人間の幸福が失われていくという事実は、一体なにを意味するであろうか。これこそ、現代人のもつ悲劇であり、自己錯誤がもたらした矛盾である。即ち驚異的な進歩を遂げ、且つ更に進化しつゝある自然科学は、複雑な機械化ということの結果

し、人間は自らが造つた機械によつて使われるものとなつたばかりでなく、精密な機械操作の為に分業による生産向上の為に機械と共に人間も分化され、興味とか愛情というようなものは、大凡そ関係のない無味乾燥な世界に、その毎日毎日が追いやられていく。斯くして最後に組立てられた場合、ある機械のどこかのホンの隅のネジ一つを、また小さな止め棒一本を、ヒンヤリとした冷たい金属板の上で造りあげるだけで、オートメーション化の進歩は、その組立てさえも、人間を必要としなくなつて来ている。

他面、作業場から一步、足を踏み出して人間と人間とが接触する場合は、流血の歴史を象徴した赤旗の下で、腕を組みあわせ、足を踏みならして「闘争の歌」を斉唱し、「組織」という見えない力で鉢捲きをし、自らの自由をしめつけながら、何らの主体性のない「組織」の成員としてしか、生きることを許されない所である。ここでも真の意味で人間は疎外されて来ている。人間が「人間」であることを放棄するように仕組まれたこの世界に、何らかの「うるおい」を求め

ようとするものが、わが道元禪師が厳しく戒められた「交會に娼色等の事」を求め、「乱酔放逸なる時」を過したと云つて、越えがたい「迷いの大河」をはさんで、煩惱に充ち溢れる「此の岸」にうごめく者の自然の趨である。然しながら、毎日毎日われわれの塵世の巷にころがり込んでいく犯罪と人間同志の「にくしみあい」と血みどろの闘争に眼をふさいで良いであらうか。

文字通り穢土の此の岸をはなれて、仏国土であるべき彼岸に到り、真に人間が人間として尊重されるのでなければならぬ。ところが、科学の知識を誇り、宗教というものを無知な原始人へのみ必要であつたものと、決め込んだ現代にとつて、彼岸というやうな觀念が毫髪も存しないばかりか、彼らはもはや旧来の意味での彼岸という存在を一笑に附すであらう。

だから、羊と狼が一つ檻には飼う事ができないと同様に、宗教と知識は同時に存在しないといひ、宗教は人間の無知が生んだ子供であり、又丁度、子供の着物の様に、大人になつては間にあわず、捨てられるべきものだといひるのである。成る程、その様な意味で知性発達以前の宗教は陽光の前の雪のように融け去つてしまふに違いない。

か。大聖釈尊が人々機根に依じて、接化の手段を変えたと同様に、今日でも我々仏教人が正しい「人の世づくり」の為には、幾通りかの道のあることを認めるとしよう。従つて劃一的な意味で、わが仏教各団が宗派の如何をとわず、常に同じ方式を以てその教化活動をなすべきであるという如き暴言を敢てするものではない。

ただ彼岸を距離的感覚や物理的計数の下に「仏なるもの」と人間との二元対立のまま、かなたに求める以前に、苦悩にうち人間が人間としての自覚を失いつつある現実生存のまん中で、仏なるもの「即ち本来の自己に復帰することによつて、彼岸を此岸に生きる道に通せしめるのでなければならぬ」。

斯くしてその道こそは、無畏に自己をつくして行くことであり、百尺竿頭一步を進め、大死一番、大活現成底の慈悲の展手をするのでなければならぬ。今年もまた「お彼岸」を迎える頃となりました。印度や中国に發生せず、日本に入つて發生し営み

続けられ、少く共、平安朝以来の長い歴史とともに歩みながら、わが国民の生活と結びついた春秋二分の此の「お彼岸」が来る度毎に、改めて仏教各団としての自覚に目ざめ度いものである。春の陽ざしと共に、仏の法光がその輝きを増すように祈念して止ません。

再言すれば、確かに現代は宗教否定の時代であり、同時に尤も強く宗教の求められる時代である。この二つの立場の矛盾を矛盾とせず、時代に相応した方法で真理を説き、仏の法旗を掲げるためには、徒らな旧来の妄執を捨てて全仏教各団人が文字通り和合衆としての本面目に生きつつ、一致協力して教団のあり方に、十分の工夫を施すように精進するのでなければならぬ。

次いで、愛媛県仏(会長小林珠山氏)は、従来加盟団体となつていたのであるが、更に組織を積極化する意味に於て、この機会に松山市の福祉事業会館に県仏の役員会が開催せられ、高松市と同様な会議が行われ、活発な意見の交換があり、越智事務局長等の熱意もあつて、全仏評議員小林会長が推薦されることになつた。

全仏組織

四国地方に強化促進

昨年小田原最乗寺に於ける全仏講習会の折に参集した、四国地方有志より、全仏に対し全地方の組織強化の希望があつたので、一月廿六日より廿八日に亘り、全仏より要本、狩野副局長、別所部長と三人が現地に出向き、先づ高松市で香川県仏教会長の楠善孝氏及び副会長の河野得成氏等有志の歓迎を受け、副会長宅の聴徳院に於て、県仏の役員会が開催せられ、全仏側からの趣旨説明を行つて、県仏の希望意見等の開陳があり、正式に香川県仏が、全仏加盟団体となることになつた。

香川、愛媛両県仏の希望を中心として、全仏の例年の中央講習会を開催する七月下旬に四国に移動して開催した旨が熱心に討議せられ、全仏側もこれを諒承し、現地の希望にそつとよう目下七月二十七日八日頃(新盆、旧盆の間)二十七日適切な議題と講師を揃えて開催する計画を進めていく。

墓地問題の経過について

墓地等に関する法律一部改正請願運動

一、請願の要旨

「墓地埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律才四十八号）才十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」の次に「但し、宗教団体の経営する墓地及び納骨堂については、当該宗教団体の慣行は尊重せられる。」を加えるよう要望するにある。

二、請願の動機

本法の主務官庁である厚生省は、昭和三十三年三月八日各都道府県及指定市衛生主管部（局）長宛本法才十三条の解釈について通達し「宗教団体の経営する墓地、納骨堂又は火葬場の管理者が、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けた場合において、異教徒であることのみをもつてその求めを拒否することは、正当な理由なきものとして、罰則（同法才二十一条）の適用があることを明示した。これが問題の発端である。

その理由の一

さきに本法の制定に当り、政府は国会に対する提案理由として次のように説明している。

「従来、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬、火葬等に関しては、墓地及び埋葬取締規則が明治十七年太政官布達才二十五号「墓地及び埋葬取締規則に違反する者の処分方」これは明治十七年

ある。これを要するに、本法は右に述べた提案の理由及び説明並びに解釈を基礎として制定、公布、施行せられた。

現に昭和二十四年六月三十日東京都衛生局長宛厚生省環境衛生課長の回答には「その墓地または納骨堂において、従来から、異教徒の埋蔵を取扱っていない場合でも、その仏教宗派の宗教的感情を著しく害うおそれある場合には、法律才十三条の正当なる理由があるものとして拒んで差支えない。」といっている。それは明らかに従来からの慣行であり、それが尊重せられた証左でもある。

その理由の二

そこで、この通達を契機として、たちまち新しい問題が発生した。それは、いわゆる新興宗教の団体である創価学会の仏教が各地でこの通達を楯として会教寺院の墓地に対して、管理者の承認なく、埋葬を強要するといふ暴挙を敢てするものが頻出し、暴力行為から訴訟事件にまで発展する事例が頻発して社会不安を醸成するにいたつたことである。

その理由の三

そもそも厚生省は法律制定以来十三年間に亘る法の解釈と運用とを何故突如一擲してこのような通達を発するに至つたのか、世上では厚生省がある衆団の野望に乗ぜられ、その不当な圧力に屈したものであると頻りにいわれられているが、いまは暫くそれには触れない。ただ厚生省側のあらゆる言明を総合すると、(1) 社会事業が著しく変化する。(2) 新興宗教の団体が埋葬の場所が得られないので死者に対する宗教的感情を害う。(3) 公衆衛生上の見地から。(4) 墓地の公共性云等に帰する。それなら墓地埋葬等に関しては社会事情が著しく変つたというのはいわゆる何を指すのか。これには答えられない。

墓地が足りないというなら、公私の墓地をなげふやさせないといふ方針を速かに改め限られた寺院所に立論が稚拙であつて迷惑の至りである。

法律にもよらず、正当の補償もなく所有権に制限を加え、新たな義務を国民に課することになる。これは違法である。宗教に対する不当な弾圧であり社会秩序を紊るものでなくてはならない。

三、主張

日本国憲法の下における行政権の行使は、すべて法律の下において、法律に基づいて行われなければならない。

また法律の解釈は、立法者の明らかに示した線（提案理由乃至立案者の説明等）を恣に逸脱することのできないのが建前であることは事理明白である。

行政権を濫用して法律に優先することはいわゆる憲法違反である。それはそれ自体立法権の侵害である。この場合立法者の意思と全くかけはなれて、宗教団体の慣行を否定する様な）新奇の規範を定立しようとするならば、必ず法律を改正しなければできないことである。これでは、行政権をもつて立法権に優先させようとするのであつて、いわゆる警察国家行政国家の理念に還ろうとすることになるから、法治主義の大原則に逆行する反民主主義的暴政である。

純法理論をもつてすれば、本件の通達は、法律違反のものであるから、寧ろ当初から無効の通達であるといふべきではない。

法制局の回答文を添えてカモフラージュしても、それでわれわれを偽購することはできない。あまつさえ、憲法の保障する信教の自由、国の宗教に対する公正中立性の保持、財産権の保障は全く滅却せられる才ではないか。

このような思想が官僚の中に抬頭したことは正に民主政治の危機である。

われわれは、時を移さず厚生大臣を被告とし本件通達の取消を求め現に係争中である。

因みに、寺院の墓地は檀徒のためにまた檀徒のためにのみ供用せられ、檀徒は同信の流類たる資格により、信仰を中軸として、今生後世の法域聖域としての確信に基づいて、寺院と墓地とを維持し外護し来たつた一千数百年の日本の歴史伝統といつてもよい。

慣行といつてもよい。

それはいつてもよい。

条理は、余りに顕著明白な事実であるから証明の要はない。

われわれは、総力を挙げて将来、行政権の濫用を防ぎ、社会の静穏な秩序を維持するために、最善の途として本件は立法措置を仰いで一挙にその解決を図らうと念願するものである。

昭和三十六年一月
 東京都中央区築地三ノ一
 東京部台東区上野桜木町八
 東京墓地対策委員会

仏教の前進と大同団結を

全国宗務総長会議

二月九日京都西本願寺で

恒例の全国宗務総長会議は、二月九日午前十時より京都西本願寺飛雲閣において開かれた。

当日は全国より三十四宗派の宗務総長が出席し、西本願寺宗務総長武田達誓師を議長に推挙し、別所総務部長の開会宣言に引きつづき太田理事長が過去一ケ年におわたる全仏の運動経過と各宗派のこれに対する協力を感謝し、さらに三十六年度の予算案の内示について説明、また重要問題となつてゐる墓地問題対策について詳細に報告し、今後の仏教の前進と大同団結について強調するあいさつがあつた。

次いで栗本局長より三十六年度予算大綱について具体的な説明がなされ、郵便、交通等の自然増があるため年度は三割の増額方について懇請し、事業についても出来る限り重点的に仕事を進め、各宗派の期待に応えていきたいとの説明があつて協議に入り、各代表より夫々活潑な意見の開陳があり、全仏の発展のため予算が僅少でないか、少なくとも五割増位にしてはどうか、等の意見が多かつたが、結局明年度は四割増ということに可決確定を見、各宗派へ御依頼することになった。

次に栗本局長から墓地問題対策について経過並に会計の中間報告がなされ、種々質疑討論が行われ今後益々基本方針に向つて進むことが確認された。

次に狩野組織局長から、本年六

次いで栗本局長より三十六年度予算大綱について具体的な説明がなされ、郵便、交通等の自然増があるため年度は三割の増額方について懇請し、事業についても出来る限り重点的に仕事を進め、各宗派の期待に応えていきたいとの説明があつて協議に入り、各代表より夫々活潑な意見の開陳があり、全仏の発展のため予算が僅少でないか、少なくとも五割増位にしてはどうか、等の意見が多かつたが、結局明年度は四割増ということに可決確定を見、各宗派へ御依頼することになった。

月一、二両日横浜鶴見の総持寺において開催される才九回全日本仏教信會議開催についての説明があり、各宗派の協力を依頼し、さらに組織の強化と、才五回中央講習会を四回において開くことについて了承を求めた。

最後に石川国際局長より、中国仏教代表招請に関する常務理事会の報告及び福岡県篠栗町仏舍利塔へ協力の件について報告、了承を求めた。

なお、この会議は、全仏運営の基礎となる財政問題について負担金を提出する各宗派の総長會議として重視されているが、各宗派の絶対的な支持によつて増額が確認され、予算偏成上の基盤が確立された。

かくして二時間余におわたる會議は、終始なごやかに、かつ活潑に行われ、太田理事長の開会のあいさつをもつて終了した。

引続いて懇親会にうつり、大村事務総長のあいさつに始まり、いろいろの今後の仏教の在り方について語り合い、有意義に懇親会を閉じた。

当日出席宗派次の通り

- 曹洞宗 本願寺派 大谷派 日蓮宗 豊山派 智山派 修験宗 永源寺派 真言律宗 華嚴宗 南禅寺派 顕本法華宗 建仁寺派 天台宗 融通念仏宗 高野山真言宗 出雲路派 大覚寺派 仏光寺派 本門流 興正派 仏立宗 西山禅林寺派 西山深草

- 派 真門流 妙心寺派 高田派 西山浄土宗 泉涌寺派 妙見宗 不受不施派 浄土宗本派 浄土宗 有馬、常光常務理事 全仏側 太田理事長、大村事務総長、栗本、狩野、石川三局長 別所、吉井、柳三部長、関西事務局 渡辺部長、柱松主事

東日本佛仏団体長會議
全仏では二月廿四日午前十時半

新年度予算の大綱決定

常務理事會

二月八日京都で開催される

新年度に対処するための常務理事會は、二月八日午後三時より本願寺派宗務所會議室において開催された。

当日は有馬清雄、宮谷法合(代伊原一道)、木全大孝、千々と宝天来馬道断、平林宥高(代小野塚潤澄)、小林大巖(代野村宗春)、望月恒匡(代加賀美日聰)、常光浩然の各常務理事と武田本願寺派総長はじめ、大村事務総長ほか局部長全員、関西事務局局長、主事が出席した。

太田理事長が議長となり、当面する諸問題について報告があり、各宗派のこれに対する協力についての感謝のあいさつに引つづき、昭和三十六年度の事業及び予算の大綱について説明、諸経費の自然増に伴い負担金の三割増額についての事情を説明し協議に入り、各常務理事から、活潑な意見が開陳されたが、本會運営上已むを得ざるものとしてこれを了承、宗務

- より、東京築地レストランサボイにて、東日本地区府県仏会長並に諸団体長會議を開催し、左の事項について熱心に討議した。協議事項は、
一、昭和卅六年度事業要綱並予算大綱。
二、才九回仏教徒會議。
三、才六回中央講習會。
四、墓地問題
五、その他

総長會議に提案することとした。ついで香川県仏加盟の承認と、篠栗町仏舍利塔に各宗祖の繪像をおくることについて協議した結果全仏は紹介の労をとり各宗派に一任することに決定した。

次に、才九回全日本仏教徒會議總持寺大會の準備状況の報告、四国における中央講習會開催についての承認を求め、両案とも地方組織強化のため適当であるとの結論があつた。

なお、評議員會は三月末日ごろ開催することを申合せ、午後四時五十分意義深く終了した。

セイロン独立祝賀會開かる

駐日セイロン国大使館(スサンタ・デ・フオンセカ大使)では二月四日午後五時半から、東京麻布光輪閣に内外から多数のゲストを招いて、セイロン国独立祝賀レセプションを開いた。全仏からも石川国際局長が出席し祝意を表した

西日本府県仏

代表者會議開催

全仏では二月九日午後二時より、京都西本願寺飛雲閣において西日本地区府県仏教會団体代表者會議を開催した。

当日の出席者は、兵庫、大阪、京都、愛媛、香川、奈良、鳥根、京都仏教徒會議であつた。

座長には間野敬重氏(大阪)を選び、才一議題、昭和三十六年度事業計画並に予算大綱に関する件を協議。

太田理事長、栗本総務局長より夫々説明し、組織の強化と負担金の抛出について協力方の依頼があり、次いで、才二議案である才九回全日本仏教徒會議開催の件が上提され、狩野組織局長より詳細なる説明報告がなされ、議案の問題、會議の運営等について種々意見の開陳があつた。

次いで、地方組織の強化と、本年は特に才五回中央講習會を四回において開きたい旨の報告があり、全員これを了承し、仏教徒會議、中央講習會等に責任人数を各県仏から出しては、という建設的な意見が出され、今後益々地方組織強化に努力することが確認された。

次に、墓地問題について現状報告があり、益々大同団結してことにあたることを誓い合い、午後四時終了した。

全仏から、太田理事長初め総長局、部長全員が出席した。

全仏から、太田理事長初め総長局、部長全員が出席した。

昨年十二月廿七日、西独アデナウアー首相の誕生日に招かれて、空路出発した、参議院議員、全仏顧問大谷賢雄氏は、西独、東独、スイス、フランス、イタリー、英、米等の諸国を歴訪し、一月廿六日午後十一時半羽田着の日航機で帰国したが、このほど東、西両独逸の宗教事情についてきわめて興味ある帰国談を、次のように述べた。

東西独逸にみる 宗教政策の明暗 大谷参院議員の帰国談

たことは公立小学校で宗教教育を行つてはどうかと云うことであつた。また中学・高校でも週二時間の宗教教育をしてはどうかと云うことでした。国民生活と宗教はきわめて密

接な関係が敷かれており、そして教会税として国民所得の十パーセントが納められ、教化活動の財源となつてゐるなど、非常に興味深いことでした。とにかく西独の復興ぶりはめざましいものがあり、そのかげの大きな効果力として宗教教育があるのではないと思ひました。ペルリン滞在中に案内する人があつて、東独へ一寸入つて見ると、一つの門を境として東西の明暗がはつきりとしてゐるのに全く驚かされた。勿論宗教は東独でも認められてはいるが教会などへ参拝に行くとは何んとか、かんとか理屈をつけては罪人にする者であつてもい教会へ参拝に行けないと云う、いわゆる宗教弾圧となつてゐる。毎日のように境界線を越えて西独へ逃れて来る人があつたと断つた。西独の復興の差とともに、宗教政策に対する明暗をこの目ではつきり見て、実に驚かされた次です。

大韓仏教曹溪宗々会で決議 韓日仏教の友好増進を

既報のとおり、在日大韓仏教連合会から日韓仏教交流再会を目的として派遣されてゐる、在日韓国仏教巡礼団は祖国にあつて活躍しているが、このほど渡韓中の同連合会長趙錫柱氏から、大谷全仏会長あてに、去る二月二・三の両日京城特別市曹溪寺にて開催した大韓仏教曹溪宗才六回定期宗会におい「大韓仏教曹溪宗は日本国仏教徒との友好親善関係を確立させる目的で積極的努力する」との議案が万場一致採択された旨報告された。これは昨年五月金沢市東別院で開催の才八回全日本仏教徒会議において採択された、「日

韓両国の仏教による親善提携を促進しよう」との採決に基づいて過去八ヶ月に亘つて努力してきた結果、彼等の意見の一致を見たものである。また、在日大韓仏教連合会では、これによつて韓日両国仏教親善使節の交換についてかなり慎重に考慮中であるもようである。今後これを機にますます深められて行くものと大いに期待されてゐる。なお、大韓仏教曹溪宗才六回宗会において、役員の変更も行われ、次の人々が新たに新役員に選出された。

(宗正) 河東山、(総務院長) 孫庚山、(総務部長) 文滄影、(教務部長) 蔡東日、(財務部長) 金慧真、(社会部長) 金大越、(宗会議長) 尹月下、(同副議

長) 朴秋潭、(監察院長) 李大義、(同副院長) 李行願の各師。また、本年一月十一日付大韓仏教曹溪宗総務院長を以つて大韓仏教曹溪宗を新たに設置する旨の公信が寄せられ、いまままで神戸にあつた駐日宗監部(成智信宗監)及び大韓仏教連合会(趙會長)はともに発展の解消となり、新たに大阪に同宗駐日弘法院が設置されることになつた。

宗派・県仏の 住所等が変更

- 全仏加盟の(含未加盟)下記宗派、県仏の代表者、住所等が夫々変更になつたむねこのほど通知があつた。
- 本門仏立宗(住所) 京都市上京区御前通一条下ル有清寺中(事務一切取扱)
 - 京都府仏教会(会長) 會長 福森宗碩師
 - 神奈川県仏教会(住所) 横浜市中区中村町一ノ十七玉泉寺中
 - 島根県仏教会(会長、住所) 會長 川井春重師
 - 住所 安来市赤江町法雲寺中
 - 鳥取県仏教会(会長、住所) 會長 中村幹弘師
 - 住所 倉吉市東町大岳院中
 - 愛媛県仏教連合会(会長) (鳥取県仏は全仏未加盟) 會長 小林珠山師
 - 住所 松山市新玉町了徳寺中
 - 新たに香川県仏が加盟
 - なお、新たに香川県仏が全仏へ加盟した。
 - 香川県仏教会 會長 河野得成師
 - 住所 高松市天神前徳徳院中

釈尊大ねはんの集い

真言宗豊山派仏青、仏婦、東京仏教諸団体連合主催、豊山派宗務所、全仏の後援によつて、「釈尊大ねはんの集い」が二月十五日午後一時より四時半まで、東京音羽の真言宗豊山派宗務所三階ホールにおいて盛大に開かれた。会はまづ豊山派管長、全仏副会長長嶋昌清親下のあいさつによつて建設大臣中村梅吉氏の講演があり、終つて東大教授水野弘之博士の記念講演「涅槃会によつて」があつて清興に移つた。会場には東京都内各仏教会、仏青、仏婦等から約三百名が集まり、おごそかな雰囲気の中に静かに釈尊の大涅槃をしのんだ。全仏から栗本総務局長、別所、吉井部長が出席した。

大正大学体育館落成

総工費三千万円で建設中の東京西巣鴨にある大正大学(学長青木道晃師)の体育館がこのほど落成し、一月三十日午前十時半から新体育館にて落慶式典が盛大に開かれた。

体育館は鉄筋コンクリート、アーチ型の美事なもので内部にはステール、二階には観覧席が設けられ、明るい照明設備が完備してゐる。

ブラジルから母国観光団

ブラジル仏教徒協議会(責任者辻本昇氏)では才三回母国観光団十五名を派遣したが、観光団は東西本願寺の宗祖親鸞聖人七百回大遠忌法要にも参列することになつており、三月七日前後に横浜港につく。

なお観光団は日本各地の観光をなし三月二十日頃帰国する予定。

中原主事急逝さる

全仏総務部主事として明敏な頭脳と豊かな知性を以て、六年有余にわたつて、縦横の活躍をつづけていた中原昭氏(東京都大田区新井宿二丁目蓮宗善慶寺住職)は、昨年末から悪性の風邪で欠勤していたが、去る二月九日午前十一時三十分突如心臓麻痺によつて遷化された。氏の卓越した識見は全仏においても文字通りの牽引車として、つねに先頭に立つてリード、全仏組織、運営等の任にあつてゐた。

また、日蓮宗としても次代を背負うべき人として、期待されていただけに洵に惜しまれてならない。



密葬は二月十一日、本葬は二月十七日午後一時から、於て行われ、全仏各夫々自職員も坊に、参列し太田理事長が弔辞を述べ冥福を祈つた。享年三十四才

あとがき

◆ 墓地問題行政訴訟は全国同信各位から集つた六万通に上る請願書を国会に提出し、一方墓地問題公判には、東京墓地対策、全仏等から多数列席し、積極的に応援してゐる。

◆ 各位の一層の協力を切望。

◆ 中原総務部主事が逝去された。仏教界のホープとして非常に嘱望されていただけに惜しみにも余りある。御冥福を祈るのみ。